

入 札 説 明 書

令和３年度資材単価調査業務委託に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和３年２月 25 日
- 2 契約担当者 京都府流域下水道事務所 所長 永濱 直行
- 3 担当部署 〒602-8570 長岡京市勝竜寺樋ノ口 1 番地
京都府流域下水道事務所総務課
電話番号(075)954-1877
ファクシミリ番号 (075)955-2224
- 4 入札に付する事項
 - (1) 業務の名称及び数量
令和３年度資材単価調査業務委託 一式
 - (2) 業務の仕様等
別添「令和３年度資材単価調査特記仕様書（以下「業務仕様書」という。）」のとおり
 - (3) 業務期間
契約日から令和４年３月 25 日まで
 - (4) 納入場所
各成果品の提出は、業務仕様書による。
- 5 入札に参加する者に必要な資格
入札公告のとおり
- 6 入札参加資格の確認手続
入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
 - (1) 提出期間
令和３年２月 25 日(木)午前 9 時から令和３年３月 5 日(金)午後 4 時まで
 - (2) 提出場所
3 に同じ。
 - (3) 提出方法
持参又は郵送による。
 - ア 持参により提出する場合
(1)の提出期間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）に提出すること。
 - イ 郵送により提出する場合
書留郵便等の配達記録が残る方法を利用し、(1)の期間内に、3 の場所に必着させること。
 - (4) 添付資料
申請書（別記様式 1）には、次に掲げる資料を添付しなければならない。
 - ア 法人にあっては商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）第 10 条第 1 項に規定する登記

事項証明書（写し可）及び定款、個人にあってはその者が制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法（明治 29 年法律第 89 号）第 17 条第 1 項の審判を受けた被補助人）でないことの証明書及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことの証明書

イ 府税納税証明書（別記様式 2）

- ※ 府内に営業所等がない場合も提出が必要。
- ※ 発行日から 1 年以内のものであれば写し可。

ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）

エ 誓約書（別記様式 3）

オ 営業経歴書及び営業実績調書（別記様式 4）

カ 同種業務実績調書（別記様式 5）

- ※ 過去 2 年間に、入札公告の 3 の(4)で示す実績を数件以上記載すること。
なお、京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）
第 159 条第 2 項第 3 号に該当し契約保証金の免除を希望する者にあつては、過去 2
年間に国又は地方公共団体と直接締結した契約の履行実績を 2 件以上記入すること。
- ※ 同種業務実績調書に記載した当該実績に係る契約書の写しを添付すること。

キ 取引使用印鑑届（別記様式 6）

ク 委任状（別記様式 7）（権限を営業所長等に委任する場合に限る。）

(5) 入札参加資格の確認通知

資格審査の結果については、令和 3 年 3 月 10 日（水）までに一般競争入札参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）により通知する。

(6) その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

7 質問の受付・回答

(1) 質疑

質問がある場合は、令和 3 年 3 月 2 日（火）午後 4 時までに、次のとおり書面（別記様式 8）により、3 に示す場所へ提出すること。（郵送、電子メール又は持参によるものは受け付けない。）

ア 件名は「令和 3 年度資材単価調査業務委託」に関する質問」とすること。

イ 質問者の会社名、部署名、役職、氏名、電話番号及びメールアドレスを記載すること。

(2) 回答

令和 3 年 3 月 4 日（木）までに京都府流域下水道事務所ホームページに掲載する。

8 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

令和 3 年 3 月 12 日（金） 午前 10 時
長岡京市勝竜寺樋ノ口 1 番地
京都府流域下水道事務所 2 階北会議室

(2) 入札の方法

ア 入札書（別紙様式 9）は持参するものとし、郵送、電送等による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合は、委任状（別紙様式 10）を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示及び当該代理人の記名押印（外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。）をしておかなくてはならない。

ウ 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に商号又は名称及び「令和 3 年度資材単価調査業務委託 入札書在中」と朱書きし、封筒の開口部はすべて封印すること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場

合にあっては、この限りでない。

エ 資格審査の結果、資格を有すると認められた者が1名であっても、原則として入札を執行する。

オ 入札回数は2回までとする。

カ 確認通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。

キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

ク 入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届を事前に提出すること。

(3) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

なお、入札書の入札金額については、訂正できない。

(4) 入札者は、いったん入札書を提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、変更、取消し又は撤回をすることができない。

(5) 入札者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合において、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、この入札を延期し、又はこれを取りやめることができる。

(6) 入札者は、入札説明書及び業務仕様書、契約書案、その他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上入札しなければならない。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(7) 入札書に記載する金額

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 開札

ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員以外の者は入場することはできない。

(9) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものみなす。

(10) 入札の無効

次のいずれかに該当する者の行った入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することはできない。

ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者

イ 申請書等を提出しなかった者又は申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札

ウ 委任状を持参しない代理人による入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

オ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

カ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者のした入札

キ 入札参加資格の確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札

- ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の行った入札
- ケ 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者の行った入札
- コ その他入札に関する条件に違反した者の行った入札

(11) 落札者の決定方法

ア 京都府流域下水道事業会計規程（平成 31 年京都府公営企業管理規程第 2 号）第 113 条の規定により例によることとされる京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第 145 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

イ 落札者が落札決定通知のあった日から 7 日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

10 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

11 入札保証金
免除する。

12 違約金
落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を徴収する。

13 契約保証金
落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第 159 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

14 契約書の作成の要否
要する。

15 その他
(1) 1 から 14 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
(2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことがある。
(3) この入札に係る令和 3 年度予算が京都府議会において議決されない場合は、この入札は、執行しなかったものとする。ただし、この入札における行為等については、指名停止等の措置の対象とする。